

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機使用事業の許可
- ② 手続根拠 : 航空法第123条第1項
- ③ 手続対象者 : 航空機使用事業を經營しようとする者
- ④ 提出時期 : 航空機使用事業を經營しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 認可申請書を作成し、国土交通省地方航空局（東京・大阪）航空振興課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 1件につき9万円
- ⑦ 添付書類・部数 : ・当該申請が法第101条第1項各号に掲げる基準に適合する旨の説明書類
・事業を經營するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画
・法人にあつては、その定款及び商業登記簿の謄本並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び営業報告書
- ⑧ 申請書様式 : 許可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局地方航空局航空振興課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 東京航空局航空振興課 03-5275-9315
大阪航空局航空振興課 06-6949-6216

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法101条第1項
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。